



2017年10月5日

環境省自然環境局自然環境計画課 御中

FAX : 03-3591-3228

cc 環境省那覇自然環境事務所

石垣自然保護官事務所 御中

FAX 0980-82-0279

西表自然保護官事務所 御中

FAX 0980-85-5582

IUCN および地域住民・利害関係者間の意見交換会に関する要望書

要望の趣旨

「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産推薦」に伴う IUCN の視察が 2017 年 10 月 11 日～20 日に迫っております。この視察に関し、2017 年 7 月 19 日に開催された「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産候補地地域連絡協議会 西表島部会」において、環境省から「IUCN 視察時に地域の方との意見交換会を設ける」という報告がありました。

しかしながら、10月4日現在、いつ、どこで、どのような形で IUCN および地域住民・利害関係者間の意見交換会（以下「意見交換会」といいます）が開催されるのか、地域住民に対して未だ告知が行われておりません。

ユネスコ世界遺産委員会の「世界遺産条約実施ガイドライン」によれば、諮問機関（自然遺産については IUCN）による推薦の評価は、「当該資産が、完全性および（または）真正性を備えた状態、管理計画／システムおよび法的保護の各条件を満たす顕著な普遍的価値を有しているか否かを明確かつ条件ごとに示す。」（III.E, 148., f）とされており、「管理計画／システムおよび法的保護」の条件には、「住民参加型の計画策定およびステークホルダー（利害関係者）との協議プロセスの活用を含め、すべてのステークホルダーによる当該資産に関する徹底した共通理解」、「様々な協力者およびステークホルダーによる多様な活動に関わらせ、連携させるための仕組み作り」が含まれております（II.F, 111., a）, d）。

このガイドラインの定めによれば、IUCN による現地視察にあたり、参加型計画、協議プロセス、共通理解、関与・連携の当事者である西表島島民の側からの意見聴取の機会を設定することが、視察のホストとなる推薦者に求められていると言わなければなりません。

実際、世界自然遺産の諮問機関である IUCN の視察、それに伴う勧告は、島民にとって地域コミュニティの生活を左右する大きな関心事とであります。そのことは、そもそも「世界遺産は、既に行われ、または提案されている、生態学的および文化的に持続可能で、関係地域コミュニティの生活の質に貢献しうる様々な利用を支援し得るものである。」「世界遺産に影響を与える法令、政策および戦略は、顕著な普遍的価値の保護を確保し、自然及び文化遺産のより広い保全を支援し、当該資産にかかわる地域コミュニティおよびステークホルダー住民の、当該資産の持続可能な保護、保全、管理および披露への積極的な参加を促進し、奨励するものでなければならない」とされていることから、当然と言えます。

そこで、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産推薦地包括的管理計画」による「管理機関と地域社会との関係を強化するため、地域社会における人材育成、普及啓発、情報の共有・活用を推進する」(19p 4. 管理の目標 第3項) ためにも、地域コミュニティに広く開かれた IUCN との意見交換会を設定していただきたく、下記の事項を要望します。

要望事項

1. 意見交換会の持ち方について
 - ・意見交換会における西表島全公民館長（14 名）の参加を確保すること。また、公民館長は事前に地域住民からの意見を集約する必要があるため可能な限り速やかに参加の要請をすること。
 - ・地域一般住民の参加を認め、質疑応答の機会を保障すること。
 - ・地元メディアの傍聴を認めること。
2. 開催の告知について
 - ・意見交換会の日時、開催場所を、新聞、防災無線、配布物、web サイトなどあらゆる手段を講じて地域住民に広く告知すること。
 - ・地元新聞社（八重山毎日新聞社、八重山日報社、沖縄タイムス社、琉球新報社）への開催告知及び資料を送付すること。

以上

〒907-1541

沖縄県八重山郡竹富町字上原 656-2

認定NPO法人トラ・ゾウ保護基金

西表島支部 やまねこパトロール

事務局長 高山 雄介

Tel 0980-85-6208

Email takayama@jtef.jp